

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の事務で、法律や市町村などの条例で定められた行政手続きに使用されます。また、税や社会保険の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行うこととされている場合もあります。このため、勤務先や証券会社・保険会社、金融機関からもマイナンバーの提示を求められる場合があります。

**平成28年1月から社会保障・税・災害対策の手続きでマイナンバーが必要になります**

**マイナンバーが必要になるのはいつ？**

用でできます。なお、住民基本台帳カードをお持ちの人は有効期限まで利用できますが、個人番号カードの交付を受けた人は、その際に住民基本台帳カードを市へ返納していただきます。（両方は所有できません。）同様に通知カードも返納していただきます。

**例えば、マイナンバーは次のような場面で使います。**

毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提供します

厚生年金の裁定請求の際に年金事務所マイナンバーを提供します

証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示し、法定調書等に記載します

勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します

※市民のみなさんは行政機関や勤務先などへのマイナンバーの告知が必要となります。

**個人情報とはどのように守られるの？**

マイナンバーを安全・安心に利用するために、システム面と制度面の両方から個人情報を保護するための措置がとられています。

**【情報システム面で行う保護措置】**

- ① 個人情報 は分散管理  
個人情報の管理は今までどおり各機関で行い、必要な情報を必要な時だけやり取りする「分散管理」の仕組みが採られます。マイナンバーを元に、ひとつの機関に個人情報データを集めて保管することはなく、個人情報情報がまとめて漏れるようなこともありません。
- ② システムへの接続制限  
各機関でマイナンバーを含む個人情報連携を行う際は、システムを操作できる人を制限します。また、通信でやり取りするデータは外部に読み取られないように暗号化されます。

**1 公平・公正な社会の実現**  
給付金などの不正受給の防止

**2 国民の利便性の向上**  
面倒な手続きが簡単に

**3 行政の効率化**  
事務が正確で早くなる

**マイナンバー導入による3つのメリット**

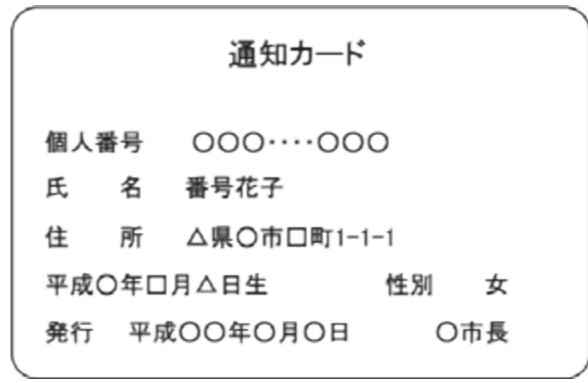
- ② 国民の利便性の向上  
添付書類の省略など、行政手続きが簡素化され、申請者の負担が減ります。
- ③ 行政の効率化  
国や自治体などで情報の照合や入力などに要している時間が減り、複数の業務間で連携が進むことから、作業効率が向上します。

**自分のマイナンバーはどう知るの？**

平成27年10月以降、マイナンバーを通知するための「通知カード」が、市民のみなさん全員に送付されます。

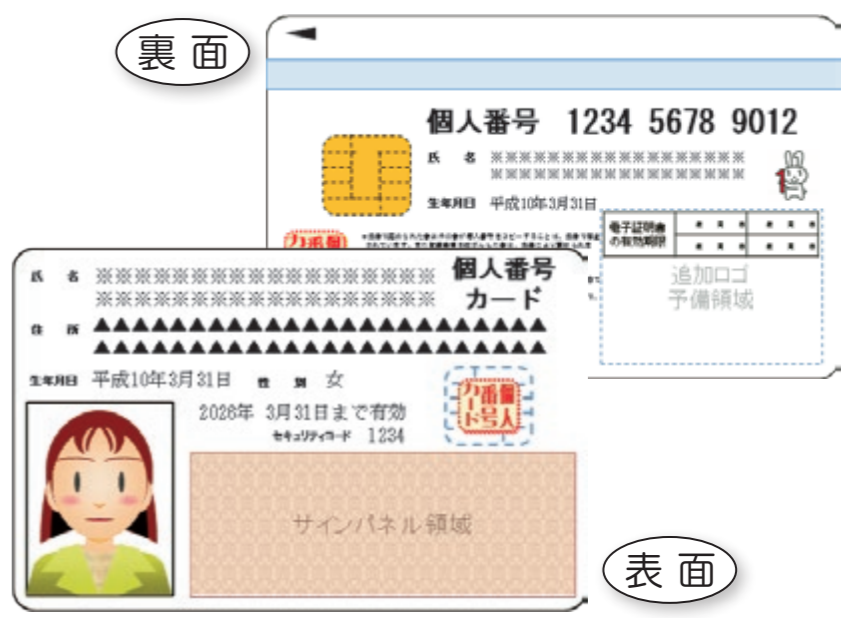
**通知カード**

紙製のカードで、券面にはマイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別が記載されます。この「通知カード」は、マイナンバーを必要とする手続きをする時に、窓口などで本人確認書類と一緒に提示します。



**個人番号カード**

通知カードと一緒に送付される申請書に自身の写真を添付して申請することで、平成28年1月以降、「個人番号カード」の交付を受けることができます。このカードは、プラスチック製で、ICチップがつけます。券面にはマイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別などが記載され、本人の写真が表示されます。



※ICチップには、機微な個人情報は記録されません。ICチップに記録されるのは、券面に記載された氏名、住所、個人番号などのほか、公的個人認証の電子証明書などに限られ、所得などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。